

# 国・自治体が持つ、いわゆるビッグデータを民間が利活用するための法改正について

非識別加工情報／匿名加工情報

弁護士 水町 雅子

# 国・自治体のビッグデータを民間活用できる



店舗を新設したい。高収入の大人女性向けの店舗にしたい。ターゲット層が近くに居住しつつも、類似店舗が少ない地域はどこだろうか。

国・自治体を持っているデータを活用してはどうだろう。住所、生年月日、性別、世帯年収、子の有無などが国・自治体に情報としてあるはず。



個人情報だから取得できないのでは。

ビッグデータ等の利活用のために、「非識別加工情報／匿名加工情報」というものができたはず。個人情報としてではなく（注1）データを丸めて加工した情報を国・自治体から民間が取得できる。



（注1）もっとも、法律上、民間にとっては個人情報ではないデータだが、国・自治体にとっては個人情報である。

# 国・自治体のビッグデータを民間活用できる

国・自治体が持っている、住所、生年月日、性別、世帯年収、子の有無などを、「非識別加工情報／匿名加工情報」として取得できる可能性がある。



## <収入・年齢・性別に関するデータ>

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
水町雅子	千代田区五番町2	1981/10/23	女性	300-400万	既婚	なし
水町雅男	千代田区五番町2	1984/05/03	男性	300-400万	既婚	なし
難波舞	千代田区霞が関3-1	1970/06/18	女性	800-900万	独身	なし
番号太郎	千代田区麴町1-2	1963/09/25	男性	500-600万	既婚	あり
千代田一郎	千代田区神保町2-3-5	1997/10/10	男性	5000万-5500万	独身	あり



氏名→削除、住所→町名まで、生年月日→生年まで、世帯年収→特定できないよう加工

## <加工後のデータ>

氏名	住所	生年月日	性別	世帯年収	既婚／独身	子の有無
削除	千代田区五番町	1981	女性	300-400万	既婚	なし
	千代田区五番町	1984	男性	300-400万	既婚	なし
	千代田区霞が関	1970	女性	800-900万	独身	なし
	千代田区麴町	1963	男性	500-600万	既婚	あり
	千代田区神保町	1997	男性	2000万超	独身	あり

served. (無断転用等禁止)

# 国・自治体のビッグデータを民間活用できる

待機児童に関するデータを活用できないか。



## <待機児童に関するデータ>

子の氏名	住所	年齢	兄弟の有無	生年月日	応募日	親の状況	世帯年収	指数
水町雅子	千代田区五番町2	2才3ヶ月	あり	XXXX/XX/XX	2016/11/1	両親とも就労	300-400万	95
水町雅男	千代田区五番町2	0才7ヶ月	あり	XXXX/XX/XX	2016/11/1	両親とも就労	300-400万	95
難波舞	千代田区霞が関3-1	1才8か月	なし	XXXX/XX/XX	2015/10/8	ひとり親家庭 父親が就労	800-900万	97
番号太郎	千代田区麴町1-2	1才5ヶ月	なし	XXXX/XX/XX	2017/11/1	母親が就労 父親が介護	500-600万	92
千代田一郎	千代田区神保町2-3-5	1才9ヶ月	あり	XXXX/XX/XX	2015/5/9	両親とも就労	5000万-5500万	88

氏名→削除、住所→町名まで、生年月日→生年月まで、応募日→年月まで、世帯年収→特定できないよう加工

## <加工後のデータ>

子の氏名 (削除)	住所 (加工)	年齢	兄弟の有無	生年月 (加工)	応募日	親の状況	世帯年収 (加工)	指数
削除	千代田区五番町	2才3ヶ月	あり	XXXX/XX	2016/11	両親とも就労	300-400万	95
	千代田区五番町	0才7ヶ月	あり	XXXX/XX	2016/11	両親とも就労	300-400万	95
	千代田区霞が関	1才8か月	なし	XXXX/XX	2015/10	ひとり親家庭 父親が就労	800-900万	97
	千代田区麴町	1才5ヶ月	なし	XXXX/XX	2017/11	母親が就労 父親が介護	500-600万	92
	千代田区神保町	1才9ヶ月	あり	XXXX/XX	2015/5	両親とも就労	1500万超	88

# 非識別加工情報とは

## <加工前のデータ>

氏名	住所	年齢	世帯人数	要介護度／要支援度	日時
水町雅子	千代田区五番町2	72才3ヶ月	4	要介護3	2016/4/1
難波舞	千代田区霞が関3-1	68才8か月	1	要支援1	2015/10/8

## <加工後のデータ>

仮番号	年齢	世帯人数	要介護度／要支援度	日時
1	71-80才	4	要介護3	2016/4/1
2	61-70才	1	要支援1	2015/10/8

平たくいうと、個人情報でなくする！

- 氏名を削除
- 住所を削除
- 年齢を丸める
- 場合によっては世帯人数、要介護度の丸め等も

施設開業の準備データとなるなど、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する

※非識別加工情報は行政機関内では個人情報ではある。

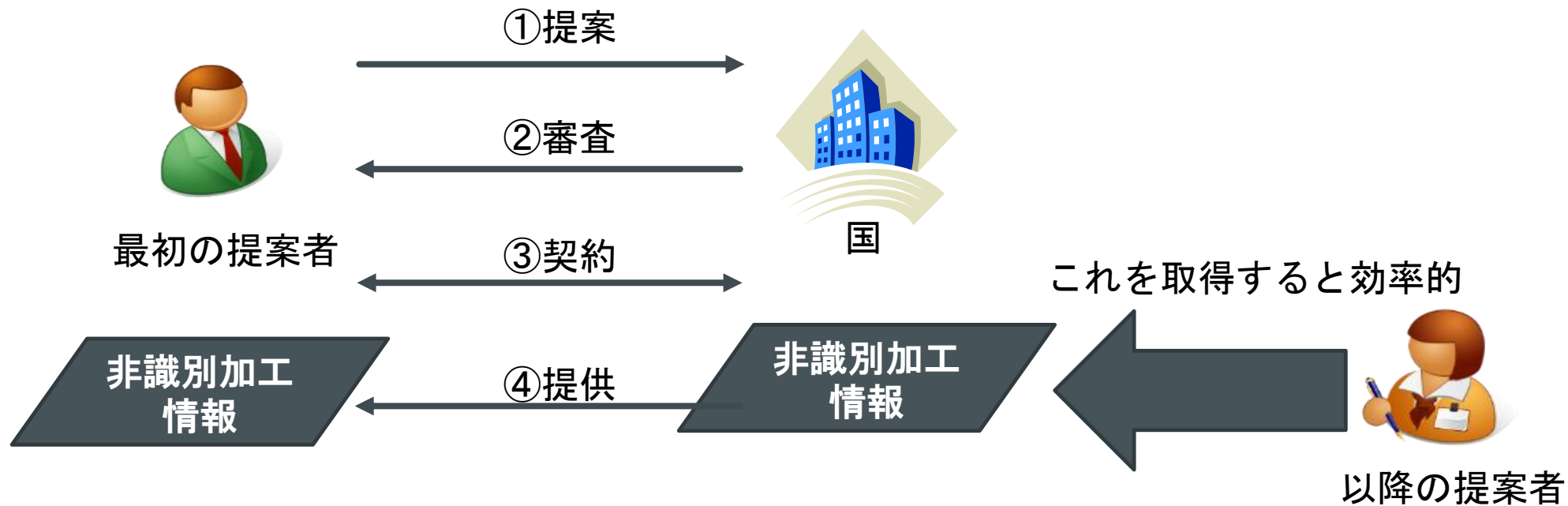
## 行政機関非識別加工情報の作成方法（行個法44条の10、規則11条）

1. 保有個人情報に含まれる特定の個人を**識別**することができる**記述等の全部又は一部を削除**すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に**置き換える**ことを含む。） 例→氏名削除、生年月日の置換
2. 保有個人情報に含まれる**個人識別符号の全部を削除**すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に**置き換える**ことを含む。） 例→個人番号の削除
3. 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを**連結する符号**（現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）**を削除**すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に**置き換える**ことを含む。） 例→内部番号、管理ID等の削除
4. **特異な記述等を削除**すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に**置き換える**ことを含む。） 例→著しく高額な年収の置換
5. 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの**性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること**

# データ入手までの流れ・手続

手続	概要
1) データの調査	入手したいデータがあるかe-Gov等で調べる
2) 国への提案	提案書を作成し国に提出する
3) 国での審査	提案書が審査される
4) 国との契約	適当と認められると契約できる
5) データの入手	契約に基づきデータを入手する
6) データの利活用	法規制等に従ってデータを利活用する

# 作成済の非識別加工情報がある場合





# 民間事業者による提案の詳細

別添様式第一（第4条第1項関係）

行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日  
(行政機関の長) 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は  
主たる事務所の所在地を記載すること。）  
(ふりがな)  
氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略でき  
る。法人その他の団体にあつては、名称及  
び代表者の氏名を記載することとし、代表  
者が自筆で記入したときは押印を省略でき  
る。） 印  
連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールア  
ドレスを記載すること。担当部署等がある  
場合は、当該担当部署名及び担当者も記載  
すること。）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下  
のとおり行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関非識別加工情報の利用  
(1) 利用の目的  
(2) 利用の方法  
(3) 利用に供する事業の内容  
(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 行政機関非識別加工情報の提供の方法  
(1) 提供媒体  CD-R  DVD-R  
(2) 提供方法  窓口受領  郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、「電子政府の総合窓口（e-Gov）において公表  
されている個人情報ファイル簿（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律  
第44条の5第1項の提案の事業をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル  
簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイル  
の名称」を記載すること。
2. 「行政機関非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政  
機関非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、行政機関において具体的な明確に  
加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に  
掲載されている「記録項目」のうち行政機関非識別加工情報として提供を希望する  
記録項目名及び当該記録項目ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」で  
あれば「都道府県のみ」とする。）を記載すること。
- なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、行政機関の保  
有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当  
該不開示情報に該当する部分加工対象から除外されることに留意すること。
4. 「行政機関非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に  
記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、  
事業の目的、内容及び行政機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要  
な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、  
「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン（匿名加工情報編）を踏ま  
えて記載すること。
6. 「行政機関非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに  
「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 提案書 ←様式一（行個法44条の5第2項・3項2号、規則4条3項）

- ① 提案者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の  
団体にあつては、代表者氏名
- ② 個人情報ファイルの名称
- ③ 行政機関非識別加工情報の本人の数
- ④ 行政機関非識別加工情報の作成に用いる第四十四条の十第一  
項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- ⑤ 行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該行  
政機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容
- ⑥ 行政機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする  
期間
- ⑦ 行政機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関  
非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- ⑧ 希望する提供方法
- ⑨ ⑤の事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しく  
は豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかに  
する書面

※既存ファイルの場合は②③なし（行個法44条の12第2項）

## 誓約書 ←様式二（行個法44条の5第3項1号）

未成年者等、行個法44条  
の6の欠格事由に該当しな  
いことについて

### その他

本人確認書類（規則4条4  
項1～3号）

行政機関の長が必要と認め  
る書類（規則4条4項4  
号）

# 提案の審査の詳細（行個法44条の7第1項、規則5～7条）

③行政機関非識別加工情報の本人の数が千人以上で、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

③④加工方法が44条の10第1項の基準に適合するものであること。

⑤事業の内容が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

## 提案書←様式一（行個法44条の5第2項・3項2号、規則4条3項）

- ① 提案者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、代表者氏名
- ② 個人情報ファイルの名称
- ③ 行政機関非識別加工情報の本人の数
- ④ 行政機関非識別加工情報の作成に用いる第四十四条の十第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- ⑤ 行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関非識別加工情報その用に供される事業の内容
- ⑥ 行政機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- ⑦ 行政機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- ⑧ 希望する提供方法
- ⑨ ⑤の事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

## 誓約書←様式二（行個法44条の5第3項1号）

未成年者等行個法44条の6の欠格事由に該当しないことについて

## その他

本人確認書類（規則4条4項1～2号）

行政機関の長が必要と認める書類（規則4条4項4号）

未成年者等、行個法44条の6の欠格事由に該当しないこと

行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないこと。

⑥期間が、⑤の事業、利用の目的及び方法からみて必要な期間であること。

⑤⑦利用の目的及び方法、適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

# 行政機関非識別加工情報にできるもの（行個法2条9項各号、44条の3）

以下の条件をすべて満たす必要あり

## ①個人情報ファイル簿の適用外でないこと



- （11条2項各号のいずれかに該当するもの又は同条3項の規定により同条1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと）

## ②情報公開できる文書であること（第三者に意見書提出機会の付与を与える場合を含む）

- 行政機関情報公開法3条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。
- イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
- ロ 行政機関情報公開法13条1項又は2項の規定により意見書の提出の機会を与えること（→行政機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書が提出されたときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなす（行個法44条の8第2項）

## ③行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成できるものであること

# 行政機関非識別加工情報の詳細な流れ（新規ファイル）

行政機関 	民間事業者 
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提案を受けられるよう<b>ファイル簿に記載</b>（行個法 4 4 条の 3）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定期的に<b>提案の募集</b>（行個法 4 4 条の 4）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年度 1 回以上 3 0 日以上期間インターネット等による（規則 3 条 1 項）</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提案の<b>審査</b>（行個法 4 4 条の 7 第 1 項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>提案</b>（行個法 4 4 条の 5、規則 4 条 3 項）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>様式一・二他</u></li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>通知</b>（行個法 4 4 条の 7 第 2 ・ 3 項）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OKは様式三／NGは様式五</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>契約締結</b>（行個法 4 4 条の 9）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政機関非識別加工情報を<b>作成</b>（行個法 4 4 条の 1 0）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託も可（同第 2 項）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>様式四等の提出</b>（規則 1 0 条）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再度の提案を受けられるようファイル簿に記載（行個法 4 4 条の 1 1、規則 1 2 条）</li> </ul>	

提案書

通知書

契約！

# 行政機関非識別加工情報の詳細な流れ（既存ファイル・事業の変更）

行政機関 	民間事業者 
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行政機関非識別加工情報を作成済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 他の事業者が提案済か自分が提案済</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ファイル簿に記載（行個法44条の11、規則12条）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>提案</b>（行個法44条の12、44条の5第2・3項）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>様式一・二他</u></li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 提案の<b>審査</b>（行個法44条の12、44条の7第1項）</li> </ul>	<div data-bbox="1274 835 1465 921" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">提案書</div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>通知</b>（行個法44条の12、44条の7第2・3項）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OKは様式三／NGは様式五</li> </ul> </li> </ul>	<div data-bbox="1192 982 1533 1068" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">通知書</div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>契約締結</b>（行個法44条の12、44条の9）</li> </ul>	
	<div data-bbox="1274 1120 1465 1206" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">契約！</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式四等の提出（規則10条）</li> </ul>

## 提案できない者（欠格事由、行個法44条の6）

- 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は行政機関個人情報保護法、個人情報保護若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 行個法44条の14の規定により行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 独立行政法人等個人情報保護法44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

# 手数料（行個法44条の13、施行令25条）

## 【新規作成に対する提案・契約】

- 21,000円に以下を足した額
  - 意見書の提出の機会を与える場合、第三者一人につき210円
  - 行政機関非識別加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円
  - 行政機関非識別加工情報の作成を委託する場合、委託を受けた者に対して支払う額

## 【既存ファイルに対する提案・契約】

- 新規と同一額
- 事業変更（すでに契約済）の場合は、12,600円

※ 基本的に収入印紙で支払う（施行令25条3項）



# 契約解除（行個法44条の14）

次の場合は、契約解除の可能性がある

- 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 欠格事由に該当することになったとき。
- 契約において定められた事項について重大な違反があったとき。



# 非識別加工情報に関する義務

	非識別加工情報	その他の個人情報等
利用制限・提供制限	目的外利用・目的外提供の禁止（行個法44条の2第2項） ※但し法令に基づく場合は可	目的外利用・提供も比較的緩やかに可（行個法8条1項）
秘密保持	あり（行個法44条の16） ※受託者も	あり（行個法7条） ※受託者も
開示・訂正・利用停止	対象外	対象
調査	委員会の報告・資料提出要求・実地検査（行個法51条の4・5）	総務大臣の資料提出・説明要求（行個法50条）
監督	委員会の助言・指導・勧告（行個法51条の6・7）	総務大臣の意見の陳述権限（51条）
正確性確保の努力義務	なし ※但し作成元の保有個人情報の正確性確保の努めで担保	あり（行個法5条）
苦情処理の努力義務	あり（行個法51条の3）	あり（行個法48条）
情報提供	あり（行個法51条の2） ※行政機関の長、委員会	あり（行個法47条） ※行政機関の長、総務大臣



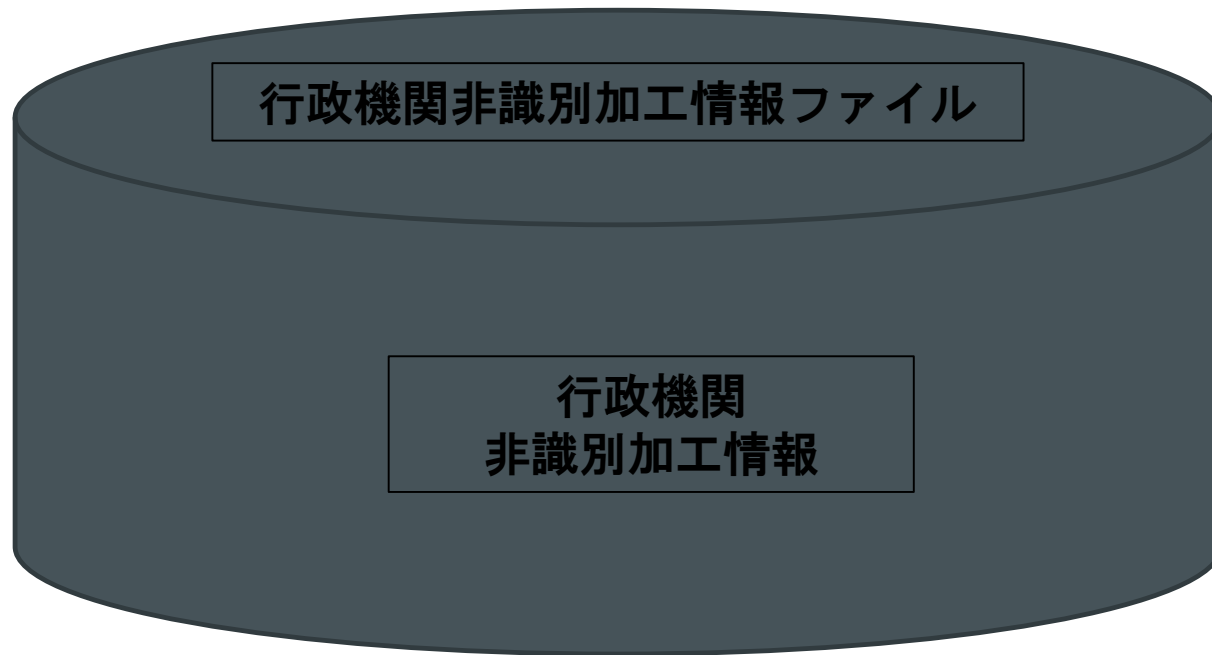
# 参考

かなり細かな情報

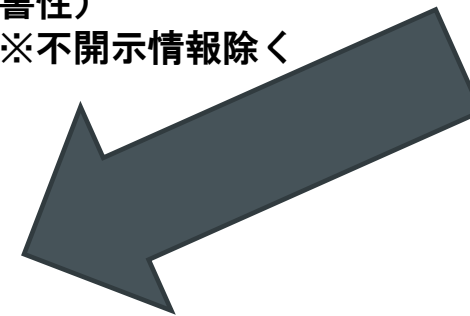


# 非識別加工情報と行政機関非識別加工情報／ファイルの関係性

※簡易化した図であり、正確な定義は法を参照のこと



- ①個人情報ファイル簿に公表される
  - ②開示できる
  - ③行政の適正・円滑な運営に支障のない範囲内で作成できる
  - ④①~③の条件を満たす個人情報ファイルを構成する保有個人情報（職務性、組織性、保有性、行政文書性）
- ※不開示情報除く



非識別加工情報



誰の情報かわからないよう加工

個人情報

# 行政機関非識別加工情報と匿名加工情報の比較

	行政機関個人情報保護法	個人情報保護法
	非識別加工情報	匿名加工情報
加工基準 ⇒同じ	<p>一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。</p> <p>四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。</p>	<p>一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。</p> <p>四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。</p>

# 行政機関非識別加工情報と匿名加工情報の比較

## 行政機関個人情報保護法

### 非識別加工情報

#### 安全管理措置

⇒本体が努力義務か義務か

もっとも、提案時に非識別加工情報が民間にわたった際の安全管理措置等を審査

対象：「行政機関非識別加工情報等」（行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報）（行個法44条の15、規則14条）。

※受託者も

- 行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
- 行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
- 行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

## 個人情報保護法

### 匿名加工情報

義務対象：作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報（個情法36条2項、規則20条）

- 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法36条1項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
- 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
- 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

努力義務対象：匿名加工情報（個情法36条6項、39条）

- 匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

# 行政機関非識別加工情報と匿名加工情報の比較

	行政機関個人情報保護法		個人情報保護法
	非識別加工情報	その他の個人情報等	匿名加工情報
利用制限	<b>目的外利用の禁止</b> （行個法44条の2第2項） ※但し法令に基づく場合は可	目的外利用も比較的緩やかに可 （行個法8条1項）	<b>識別行為の禁止</b> （個情法36条5項・38条） <b>以外規制なし</b>
提供制限	<b>目的外提供の禁止</b> （行個法44条の2第2項） ※但し法令に基づく場合は可	目的外提供も比較的緩やかに可 （行個法8条1項）	<b>公表・明示</b> （個情法36条4項・37条）
秘密保持	あり（行個法44条の16） ※受託者も	あり（行個法7条） ※受託者も	<b>なし</b>
開示・訂正・利用停止	対象外	対象	対象外

# 行政機関非識別加工情報と匿名加工情報の比較

	行政機関個人情報保護法		個人情報保護法
	非識別加工情報	その他の個人情報等	匿名加工情報
調査	委員会の報告・資料提出要求・実地検査（行個法51条の4・5）	総務大臣の資料提出・説明要求（行個法50条）	委員会の報告・資料提出要求・立入検査（個情法40条）
監督	委員会の助言・指導・勧告（行個法51条の6・7）	総務大臣の意見の陳述権限（51条）	委員会の助言・指導・勧告・命令（個情法41～43条）
正確性確保の努力義務	なし ※但し作成元の保有個人情報の正確性確保の努めで担保	あり（行個法5条）	なし ※但し作成元の個人データの正確性確保の努めで担保
苦情処理の努力義務	あり（行個法51条の3）	あり（行個法48条）	あり（個情法36条6項）
情報提供	あり（行個法51条の2）	あり（行個法47条）	作成時に公表義務（個情法36条3項）



# 個人情報規制の比較

	個人情報	個人識別 符号	要配慮個人情報	匿名 加工情報	非識別 加工情報	特定個人情報
個人情報 該当性	○ ※個人識別符号単体でも○			×	○	○ ※個人番号単体でも ○
収集	<p>&lt;民間&gt; 直接的な収集規制はなし ※もっとも一定の場合に、個人データの取得にかかる確認要（個情法26条）</p> <p>&lt;行政機関&gt; 所掌事務を遂行するため必要な場合に限る（行個法3条1項）</p>	<p>&lt;民間&gt; 以下の場合にのみ可（個情法17条2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく場合</li> <li>・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、同意を得ることが困難であるとき</li> <li>・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき</li> <li>・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</li> <li>・本人、国の機関、地方公共団体、報道機関等76条1項各号に掲げる者その他規則で定める者により公開されている場合</li> <li>・本人を目視又は撮影することで、外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</li> <li>・委託</li> <li>・事業承継</li> <li>・共同利用</li> </ul>	直接的な収集規制はなし	<p>&lt;民間&gt; 基準に適合する提案をした者として通知を受けた者（行個法44条の5～7、9,12）</p> <p>&lt;行政機関&gt; 所掌事務を遂行するため必要な場合（行個法3条1項）</p>	<p>以下の場合にのみ可（番号法20条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法19条各号に該当するとき</li> <li>・同一世帯の者</li> </ul>	
	適正取得（個情法17条）					適正取得（個情法17条）



# 個人情報規制の比較

	個人情報	個人識別符号	要配慮個人情報	匿名加工情報	非識別加工情報	特定個人情報
目的外利用	<p>以下の場合にのみ可</p> <p>&lt;民間&gt; (個情法16条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめの本人同意</li> <li>・法令に基づく場合</li> <li>・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、同意を得ることが困難であるとき</li> <li>・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき</li> <li>・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</li> </ul> <p>&lt;行政機関&gt; (行個法9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づくとき</li> <li>・同意があるとき</li> <li>・法令の定める所掌事務遂行に必要な限度で内部利用する場合で、利用することについて相当な理由のあるとき</li> </ul>			目的外利用規制なし	<p>&lt;行政機関&gt;</p> <p>法令に基づく場合のみ可 (行個法44条の2第2項)</p>	<p>以下の場合にのみ可 (番号法30条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害時等 (番号法9条4項)</li> <li>・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、同意があるか同意を得ることが困難なとき</li> </ul> <p>※もともと、情報提供等記録は、一切の目的外利用禁止</p>

# 個人情報規制の比較

	個人情報	個人識別符号	要配慮個人情報	匿名加工情報	非識別加工情報	特定個人情報
提供	<p>以下の場合にのみ可            &lt;民間&gt;（個情法23条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめの同意</li> <li>・法令に基づく場合</li> <li>・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき</li> <li>・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき</li> <li>・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</li> </ul> <p>・オプトアウト（※要配慮個人情報はオプトアウト不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託</li> <li>・事業承継</li> <li>・共同利用</li> </ul> <p>※その他外国提供規制（個情報24条）、提供記録義務（個情法25条）あり</p> <p>&lt;行政機関&gt;（行個法9条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づくとき</li> <li>・目的内提供</li> <li>・同意があるとき又は本人に提供するとき</li> <li>・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、提供を受ける者が、法令の定める事務・業務遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき</li> <li>・専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき</li> <li>・本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき</li> <li>・その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき</li> </ul>			<p>あらかじめ、情報の項目及び提供方法について公表し、かつ提供先に対して匿名加工情報である旨を明示（個情法36条4項、37条）</p>	<p>法にのっとって契約した場合か（行個法44条の2第1・2項）</p>	<p>番号法19条に該当する場合のみ可</p>

# 個人情報に対する官民規制の比較

	民間	行政機関
ビッグデータ対応	匿名加工情報（個情法36～39条）	非識別加工情報（行個法44条の2～16）
収集規制	要配慮個人情報を取得できる場合について規制あり（個情法17条2項）	要配慮個人情報とその他の個人情報とで収集規制に差異なし ※ただし、事前通知及びファイル簿事項（行個法10～11条）
目的外利用規制	以下の場合のみ可（個情法16条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめの本人同意</li> <li>・法令に基づくとき</li> <li>・人の生命、身体又は財産の保護のために必要があり、同意を得ることが困難であるとき</li> <li>・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき</li> <li>・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</li> </ul>	以下の場合のみ可（行個法9条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・同意があるとき</li> <li>・法令に基づくとき</li> <li>・法令の定める所掌事務遂行に必要な限度で内部利用する場合で、利用することについて相当な理由のあるとき</li> </ul>
提供規制	以下の場合のみ可（個情法23条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめの同意</li> <li>・法令に基づく場合</li> <li>・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき</li> <li>・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、同意を得ることが困難であるとき</li> <li>・国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令事務の遂行に協力する必要がある場合で、同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</li> <li>・オプトアウト（※要配慮個人情報はオプトアウト不可）</li> <li>・委託</li> <li>・事業承継</li> <li>・共同利用</li> </ul> ※その他外国提供規制（個人情報24条）、提供記録義務（個情法25条）あり	以下の場合のみ可（行個法9条） <ul style="list-style-type: none"> <li>・同意があるとき又は本人に提供するとき</li> <li>・法令に基づくとき</li> <li>・目的内提供</li> <li>・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、提供を受ける者が、法令の定める事務・業務遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき</li> <li>・専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき</li> <li>・本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき</li> <li>・その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき</li> </ul> 等禁止）

# 非識別加工情報に関する義務（詳細）

- 目的外利用・目的外提供の禁止（行個法44条の2第2項）
  - 但し法令に基づく場合を除く。
- 安全管理措置
  - 行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（「行政機関非識別加工情報等」）の漏えいを防止するために必要なものとして安全管理措置（行個法44条の15、規則14条）。受託者も同様。
    - 行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること
    - 行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること
    - 行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること
- 秘密保持義務
  - 行政機関非識別加工情報等の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た行政機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（行個法44条の16）。
- ファイル簿
  - 非識別加工情報の条件を満たす個人情報ファイルについては、ファイル簿記載事項（行個法44条の3）。但し、非識別加工情報自体については、個人情報ファイルの事前通知及びファイル簿の対象外（行個法10条2項5号の2・3、11条2項1号）。
- 情報提供（行個法51条の2）
- 苦情処理（行個法51条の3）

# 非識別加工情報に関する義務対象外（詳細）

行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び削除情報は、以下の対象外（行個法5条、6条）

- 正確性確保の努力義務（行個法5条）
- 苦情処理の努力義務（行個法48条）※もつとも行個法51条の3であり
- 総務大臣の資料の提出及び説明の要求権限（行個法50条）  
※もつとも行個法51条の4・5で委員会の報告・資料提出要求・実地検査
- 総務大臣の意見の陳述権限（行個法51条）※もつとも行個法51条の6・7で委員会の助言・指導・勧告
- 行個法6条1項の安全管理措置、行個法6条2項の受託者の安全管理措置  
※もつとも行個法44条の15で行政機関非識別加工情報等の安全管理措置が行政機関・受託者ともにあり
- 秘密保持義務（行個法7条）※もつとも行個法44条の16で秘密保持義務あり
- 利用制限（行個法8条1項）※もつとも行個法44条の2第2項で法令に基づく場合以外目的外利用禁止
- 提供制限（行個法8条1項）※もつとも行個法44条の2第2項で法令に基づく場合以外目的外提供禁止
- 開示請求（行個法12条1項）  
※訂正請求権も行使できない（行個法27条1項1号）※利用停止義務もほぼなし（行個法6条2項・38条）

# 定義：非識別加工情報

行個法2条8項 この法律において「**非識別加工情報**」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第四十四条の十第一項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- 一 第二項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 第二項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。



# 定義：行政機関非識別加工情報

2条9項 この法律において「**行政機関非識別加工情報**」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

- 一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。（**個人情報ファイル簿の適用外でないこと**）
- 二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。
  - イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。（**不開示でないこと**）
  - ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。（**第三者情報**）
- 三 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。（**支障なく作成可能なこと**）

# 定義：削除情報／行政機関非識別加工情報等／ファイル

44条の2第3項 「**削除情報**」とは、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

44条の15第1項 行政機関非識別加工情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第四十四条の十第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「**行政機関非識別加工情報等**」という。）

2条10項 この法律において「**行政機関非識別加工情報ファイル**」とは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

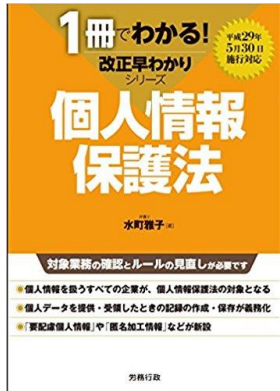


# 定義：行政機関非識別加工情報取扱事業者

2条11項 この法律において「**行政機関非識別加工情報取扱事業者**」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- 三 地方公共団体
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

# 参考

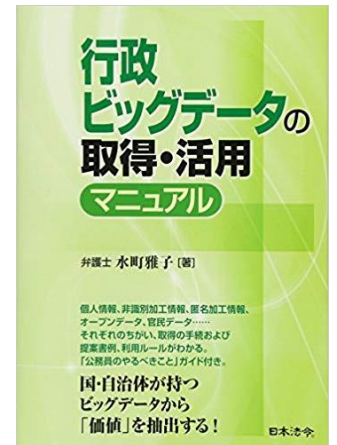


## 「1冊でわかる! 改正早わかりシリーズ 個人情報保護法」

(労務行政、2017年5月)

## 「行政ビッグデータの取得・活用マニュアル」

(日本法令、2018年3月)



### ◆ ITをめぐる法律問題について考えるブログ

<http://d.hatena.ne.jp/cyberlawissues/>

参考情報を掲載中

非識別加工情報／匿名加工情報のご相談、医療ビッグデータ法（次世代医療基盤法）、大臣認定申請支援、規程策定、マイナンバー、個人情報、IT/ICT、国との交渉、企業法務全般、条例策定支援その他に関するお問い合わせ、ご相談がありましたら、  
お気軽にどうぞ

<http://www.miyauchi-law.com>

宮内・水町IT法律事務所

弁護士 水町 雅子

電話 → 03-5761-4600

メール → [osg@miyauchi-law.com](mailto:osg@miyauchi-law.com)